

非常災害時の防災に関する対応について

伊丹市に「警報・注意報」が発令された場合

登校園以前に、伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令中の場合

1. 午前 7 時現在、テレビ等の気象情報により伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令されている場合、自宅で待機し、午前 9 時までには警報が解除された場合は、登校園してください。
2. 午前 9 時以降においても、伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令されている場合は、臨時休業とします。
3. 伊丹市に上記の警報が発令されていない場合であっても、登下校に危険が予想される場合は、地域により危険度が異なるため、関連する学校園長で連携のうえ判断し、臨時休業等の措置を行う場合があります。もし、臨時休業となった場合は、各校のホームページ等でお知らせします。

登校園後に、伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令された場合

学校園長が教育活動を停止せざるを得ないと判断した際には、園児児童生徒の通学園距離・時間・通学園路の状況等を勘案して安全確保に努めながら、下校、降園させたり、学校園に待機させます。なお、下校、降園させる場合は、教師または保護者の指導、引率のもとに、安全に配慮しながら帰宅させます。

伊丹市にいずれかの「危険警報」もしくは「特別警報」が発令された場合

登校園以前に、伊丹市に「危険警報」もしくは「特別警報」が発令された場合

午前 7 時現在、発令されている場合、臨時休校とします。

登校園後に、伊丹市に「危険警報」もしくは「特別警報」が発令された場合

1. 学校待機とします。
2. 「危険警報」もしくは「特別警報」解除後は、教育委員会と協議の上、学校園長が、下校、降園、又は学校待機の継続等を判断します。

伊丹市に地震発生の場合

登校園以前に、伊丹市に「地震」が発生した場合

1. 震度 5 弱以上の地震が発生した場合は臨時休業とします。
2. 震度 5 弱未満の地震が発生した場合は、各地域の状況により、学校園長が関連する校园区と連携しながら、授業開始時間を遅らせたり、臨時休業等の判断を行います。

登校園後に、地震が発生した場合

園児・児童生徒を安全な場所に避難させ、保護・監督に当たるとともに、通学園路の安全、校園区内の被害状況等を点検した後、学校園長が下校、降園させたり、学校園に待機させるなどの措置をとります。

兵庫県に熱中症特別警戒アラートが発信された場合

熱中症特別警戒アラートが、兵庫県に発表された場合

兵庫県において「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合は、該当日を臨時休業とする。